

令和 8 年度 国立研究開発法人海洋研究開発機構 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下、「機構」という）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化の取り組みを継続するため、令和 8 年度における調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

（１）機構における令和 7 年度に締結した少額随意契約基準を超える契約状況は、表 1 のとおりで、契約件数は 429 件、契約金額は 84.3 億円である。また、競争性のある契約は 247 件（57.6%）、57.0 億円（67.6%）、競争性のない随意契約は 182 件（42.4%）、27.4 億円（32.4%）となっている。

前年度と比較すると契約件数・契約金額とも減少している。これは、令和 7 年度が第 4 期中長期計画期間最終年度で、当該期間のまとめの年であったことから、高額案件の調達が控えられる傾向にあったことによるものである。

全体に対し競争性のある契約が占める割合は、契約件数では対前年度比 17.4%減で、契約金額では 17.7%減となった。これも、上記同様の理由であると同時に、令和 7 年 4 月 1 日に「予算決算及び会計令」が改正され国の随意契約の限度額が引き上げられたことから、これに合わせ機構の契約事務規則を改正し随意契約の限度額を引き上げたことも要因であると考ええる。

表 1. 令和 7 年度の機構の調達全体像

（単位：件、億円）

	令和 6 年度		令和 7 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	279 56.0(%)	60.7 54.1(%)	231 54.1(%)	52.0 61.7(%)	△48 △17.2(%)	△8.6 △14.2(%)
企画競争・公募	20 4.0(%)	8.5 7.6(%)	16 3.7(%)	4.9 5.9(%)	△4 △20.0(%)	△3.6 △42.1(%)
競争性のある 契約（小計）	299 60.0(%)	69.2 61.7(%)	247 57.6(%)	57.0 67.6(%)	△52 △17.4(%)	△12.2 △17.7(%)
競争性のない 随意契約	199 40.0(%)	42.9 38.3(%)	182 42.4(%)	27.4 32.4(%)	△17 △8.5(%)	△15.6 △36.3(%)
合 計	498 100(%)	112.1 100(%)	429 100(%)	84.3 100(%)	△69 △13.9(%)	△27.8 △24.8(%)

（注 1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注 2） 比較増△減は、令和 7 年度の対令和 6 年度伸率である。

（２）機構における令和 7 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 197 件（80.7%）、契約金額は約 46.7 億円（86.6%）である。

上記（１）に記載のとおり令和 7 年度が第 4 期中長期計画期間最終年度で、当該期間のまとめの年であったことから、高額案件の調達が控えられる傾向にあったこと、及び随意契約

の限度額を引き上げたことにより、1 者以下の応札・応募による契約についても、前年度と比較して契約件数・契約金額ともに減少している（契約件数は 20.6%の減、契約金額は 16.5%の減）。

表 2. 令和 7 年度の機構の一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		令和 6 年度	令和 7 年度	比較増△減
2 者以上	件数	51 (17.1%)	47 (19.3%)	△4 (△7.8%)
	金額	13.2 (19.1%)	7.3 (13.4%)	△5.9 (△45.0%)
1 者以下	件数	248 (82.9%)	197 (80.7%)	△51 (△20.6%)
	金額	56.0 (80.9%)	46.7 (86.6%)	△9.2 (△16.5%)
合 計	件数	299 (100%)	244 (100%)	△55 (△18.4%)
	金額	69.2 (100%)	54.0 (100%)	△15.2 (△21.9%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の（ ）書きは、令和 7 年度の対令和 6 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野について（【 】は評価指標）

上記 1. の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、以下の取り組みを行うとともに役務契約のうち特に事務管理部門系の分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

（1）随意契約の適正化に関する取り組み

①適正性の審査・点検

引き続き競争性のない随意契約によらざるを得ないものについては、令和 8 年度においてもその理由等について機構内で審査する。

（2）一者応札・応募の低減に向けた取り組み

①入札説明書の電子交付等

入札参加者の参入機会確保に向けた取り組みとして、これまで運用している電子入札システム、入札説明書の電子交付、郵便入札を継続する。

②調達情報の発信

競争性の確保に向けた取り組みとして、これまで実施している公告後の応札候補者への声掛け、関連業界団体への周知依頼、調達情報メールマガジンの発信及び機構ホームページでの年間調達予定情報の公表を継続する。

③仕様書等の見直し

仕様書や要求事項が過度の内容となっていないかの確認を行う。また、公告時期や業務実施時期等について点検・見直しを行い、参入機会の確保にむけた取り組みを継

続する。

④船舶等運航委託業務の改善

機構が所有する船舶等の運航及び調査支援業務について、契約相手方に対し監督を行うなど、適切な業務履行を行う。

⑤北極域研究船の建造等

北極域での調査・観測を可能とする北極域研究船（「みらいⅡ」）の建造にあたり、建造、建造に係る艀装員派遣事業者業務等の各契約について、契約相手方に対し監督を行うなど、引き続き適切な業務履行を行う。

⑥辞退届の分析

辞退届を集計・分析し、辞退理由や入札説明書の配布が複数者であった案件が結果1者応札となった原因を分析する。

【③について参入機会の確保にむけた取り組みを行う】

（3）調達合理化の取り組み

①契約内容・契約形態の見直し

調達規模や契約期間について着目し、契約の分割または統合や複数年契約化等を行うことにより、契約金額の引き下げや事務の合理化等を行う。

②共同調達の推進

事務の合理化及び契約金額の低減を図るため、他法人等との共同調達を継続、推進する。

③一括調達等の推進

一括調達によるスケールメリットと受注可能な調達単位による競争性確保の観点から、最適な発注単位での調達を行う。また、契約事務の効率化のため、少額で購買頻度の高い物品を対象に、引き続きネット調達の活用を推進する。

④規程類の改定

契約については一般競争入札等を原則としつつも、機構の研究開発業務等の特性を考慮し、随意契約もしくは随意契約事前確認公募を実施することができる事由を明確にする等、契約等に係る仕組みを見直したことを踏まえ、適切な随契審査を行う。

【①について契約内容や契約形態等を見直す取り組みを行う】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

（1）随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、契約審査チームにより、関連諸規程における「随意契約を締結することができる事由」との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否について、事前審査を全件について実施する（少額案件、競争性のある契約に区分される案件は除く）。

また、契約金額 5,000 万円を超える随意契約については、契約審査委員会が、関連諸規程との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否の観点等から、随意契約の適用の適否や随意契約の相手方の適否について審査する。

【諸規程に基づき、適正な運用を行う】

（2）研究開発法人における契約の在り方について

研究開発法人として相応しい調達の在り方に向け、組織として認識すべきリスクへの対応の在り方や調達契約プロセスごとの在り方を見直したことを踏まえ、実施状況や効果をモニタリングし、必要に応じ改善を行い、内部統制の強化を継続する。

（3）不祥事の発生の未然防止のための取組

- ① 契約の履行を確保するため、請負契約等における監督及び納入時の検査・検収のルール等の運用状況を点検し、必要な見直しを行う。
- ② 調達及び検収等に係る業務マニュアルについて必要に応じて随時見直しや更新を行うとともに、調達手続きに係わる職員を対象とした研修、説明会等を行う。
- ③ 外部の競争的資金に関わる職員向けに究費不正使用防止に係る取り組みを継続する。

【マニュアルに基づいた運用を行う。職員の研修等により不祥事発生の未然防止の取り組みを行う。】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後速やかに調達合理化計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表するとともに主務大臣に報告し、主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

（1）推進体制

本計画に定める各事項を着実に推進するため、管理部門長を総括責任者とし、調達合理化に取り組むものとする。

総括責任者 経営管理担当理事

副総括責任者 経理部長

メンバー 契約調整課長、調達課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会は、契約監視委員会運営細則に基づき当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取り組みの追加等があった場合には、調達等合理化計画を改定し、公表するものとする。

以上